

裁判外の私的な債権回収と法規制〔I〕

横 田 貫 一

目 次

- 1 出発点——貸金業法と通達
- 2 債権回収の政策と実務
 - 1 債権回収の目的
 - 2 信用カウンセリング
 - 3 債権回収の政策
 - 4 債権回収システム
- 3 債権回収の法規制
 - 1 貸金業法以前の状態
 - 2 法規制の必要性（以上本号）
 - 3 法規制の発展と概要（次号）

1 出発点——貸金業法と通達

わが国において債権回収は、それが刑法違反か民法上の不法行為とされる場合を除き、債権者の正当な権利行使として長らく自由であると考えられてきた。わけても、裁判上の債権回収は、相殺における担保的機能の承認や仮登記担保法の成立に象徴される債権担保の充実によって、その正当性を保障されている。裁判外の私的な債権回収も、それが裁判上の債権回収と比較して回収費用が安価であることなどから、同様に正当視される⁽¹⁾。むしろ支

払の催促については、民法は契約解除の要件としてであるが、支払を遅滞する債務者の権利保護として相当の期間を定めた催告が必要であると規定している（民法第541条）。これは、通常の、支払を遅滞している債務者は故意に遅滞しているのではなく、過失によって遅滞しているのだから、催告もなく契約を解除し、裁判上の支払を請求することは、かえって権利の濫用であると考えられることによっている。社会的総費用を減少させるという観点からも、過失によって支払を遅滞している債務者に対し、裁判上の債権回収を強行することは、より安価な、私的な債権回収によりうるのに余分な費用を生じさせるものとして許されないと考えられる。

ところが最近になって、サラリーマン金融による暴利・暴力的債権回収から債務者やその家族の自殺、心中、蒸発、サラ金返済のための強盗、詐欺などが多発し、重大な社会問題となってきた。とくに、暴力的債権回収は、これら被害の主因であり、警察が民事不介入の原則を主張して行き過ぎた債権回収を取締らないことも加わって、債権回収の法規制が緊急の課題とされるようになった。その意味で、昭和58年11月1日から施行されている貸金業の規制等に関する法律（昭和58年5月13日法律第32号）がその第21条で取立て行為の規制に関する規定を定めたことは当然であるといえる。

第21条（取立て行為の規制） 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付

(1) Consumer Credit in the United States. Report of the National Commission on Consumer Finance 24 (1972).

NCCFは、当時の金利規制と新規参入の制限という状況下で、裁判外の私的な債権回収を規制することは、信用の利用可能性を減少させ、利率を高くするという仮説を事実調査にもとづいて確認している。しかし、公共政策の観点から、一定の規制が消費者保護のために必要であるとの結論を採用した。これに対して、NCFは、NCCFによる仮説の確認を高く評価したが、勧告された規制が広範囲にすぎる点を強く批判している（Policy Statement of the National Consumer Finance Association concerning the Recommendations of the National Commission on Consumer Finance 5 (1974)）。

裁判外の私的な債権回収に関する詳細な研究として、伊藤真『債務者更生手続の研究』129頁以下（昭和59年）がある。

けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

2. 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があったときは、貸金業者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他大蔵省令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

本条は、第1項で貸金業者または債権回収業者が債務者その他の者を威迫し、困惑させることを禁止し、第2項で氏名等の開示義務を義務づけている。第1項は、一般的に威迫または困惑を禁止しているだけで、どのような行為が威迫・困惑にあたるかを明らかにしていない。その理由は、個別具体的に威迫・困惑行為を列挙することは、違法性のある個々の行為類型を明確にしにくく、かえって、規定された行為類型からはずれた行為が適法であるかのような誤解を与えるおそれがあるからと説明されている⁽²⁾。しかし、威迫・困惑行為についての判断基準が明らかでないと、許される債権回収と許されない債権回収の区別が困難になり、実務を大きく混乱させることになりかねない。本条第1項の違反に対しては、貸金業法第48条第3号により、6カ月以下の懲役、100万円以下の罰金またはその両方という罰則が設けられているからなおさらである。そこで、大蔵省は、昭和58年9月30日に「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」(蔵銀第2602号)という通達を出し、その第2の3で貸金業者等が取立てにあたってしてはならない行為を具体的に例示した。

3. 取立て行為の規制

(1) 貸金業者等がしてはならない行為

イ、貸金業者又は債権の取立てについて委託を受けた者は、債務者、保証人等を威迫する次のような言動を行ってはならない。

(2) 大蔵省銀行局内貸金業法令研究会編『貸金業規制法の解説』69頁(昭和58年)。

- (イ) 暴力的な態度をとること。
- (ロ) 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること。
- (ハ) 多人数で押し掛けること等。

ロ、債務者、保証人等の私生活又は業務の平穩を害する次のような言動を行ってはならない。

- (イ) 正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること。
 - (ロ) 反覆又は継続して、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること。
 - (ハ) はり紙、落書き、その他いかなる手段であるかを問わず、債務者の借入れに関する事実、その他プライバシーに関する事項等をあからさまにすること。
- (ニ) 勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせたりすること。

ハ、その他、債務者、保証人等に対し、次のような行為をしてはならない。

- (イ) 他の貸金業者からの借入れ又はクレジットカードの使用等により弁済することを要求すること。
- (ロ) 債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、又は、調停その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をすること。

ニ、法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり必要以上に取立てへの協力を要求したりしてはならない。

ホ、その他正当とは認められない方法によって請求をしたり取立てをしたりしてはならない。

(2) 協会が執るべき措置

協会は、法第21条及び上記(1)の規定の趣旨にそって、取立て行為の自主規制基準を作成する。

この通達のうち、イの威迫禁止とハのその他については比較的問題がないように思われるが、ロの困惑禁止については、例示された行為が許される回収行為と許されない回収行為の限界線にあるものが多く、かなり問題を生じさせるであろう。というのは、いずれの行為もそれだけで直ちに絶対的に禁止されるべき困惑行為であるとは考えられないからである。いずれも、他の諸事情とのからみで禁止の是非が判断されるべきものと考えられる。この通達は、東京都の協会で実施されている業務自主規制要綱とアメリカの例を参考にして作成されたといわれているが⁽³⁾、はっきりいって、アメリカの連邦法である、公正債権回収慣行法（Fair Debt Collection Practices Act 1977, FDCPA と略称する）の模倣である。午後9時から午前8時までの電話禁止など FDCPA の主要規定が取り入れられているからである。しかし、FDCPA がかなり慎重に禁止行為を具体化しているのに対し、わが国の通達は慎重さに欠けた、かなり不備な類型化であるといわざるをえない。たとえば、通達の(1)ロ(ロ)は、「反復または継続して、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること。」を禁止している。それに対して FDCPA の第 806 条は困惑禁止規定であるが、その第 5 項で「電話を受けた者を悩ませ、侮辱し、または困惑させる意図で、反復的または継続的に電話のベルを鳴らしまたは電話で話すこと。」（下線筆者）を禁止している。FDCPA は、悩ませ、侮辱し、または困惑させる意図という主観的要件を要件化しているのに対し、通達はそれを欠いているのである。通達が主観的要件を落した合理的根拠があるようには思われないのである。

ところで、貸金業法第 21 条が貸金業者と債権回収業者を区別せず規制対象としたことも疑問なしとしない。FDCPA の立法化に際しては、全米消費者委員会⁽⁴⁾（National Commission on Consumer Finance, NCCF と略称する）の勧告⁽⁵⁾が参考にされ、的確な事実認識にもとづいて貸金業者がはずされ、債権回収業者だけが規制対象とされたといういきさつがあった。下院における FDCPA の法案提案者は、債権回収に関する苦情の 70 から 80 パー

(3) 月刊消費者信用 1983 年 11 月号 19 頁。

セントが債権回収業者によるものであり、債務者と顧客関係にない債権回収業者は、不当な回収行為に走りやすいと指摘している⁽⁶⁾。貸金業法第21条が貸金業者も合せて規制対象としたことについて、十分な理由があるとは考えられないのである。

さらに、アメリカにはFDCPAのほかに、現在では約10州⁽⁷⁾で州法化されている統一消費者信用法典⁽⁸⁾ (Uniform Consumer Credit Code, U3Cと略称する) というモデル法があり、それが債権回収の規制についてFDCPAと異なったアプローチを採用していることが通達の作成にあたって十分に参考にされていないように思われる。U3Cは、第5.108条第2項で不当な(unconscionable)回収行為に対して被害者に差止めと損害賠償を与えているが、不当性の判断基準として具体的な威迫行為や困惑行為を挙げるにとどまっている。裁判官は個々の具体的な威迫・困惑行為だけで不当性を判断するのではなく、他の諸事情も考慮に入れて当該回収行為が不当であるか否かを判断できるのである。たとえば、債務者やその家族に対して暴力を使ったり、暴力を使うと威迫したりする行為はあきらかに禁止されるべき行為であると思われるが、U3Cはそれだけで不当性を判断するという硬直な態度を

(4) NCCFは、消費者信用保護法第401条によって設立された委員会である。上院議員3名、下院議員3名、その他大統領から任命される者3名の計9名から成っている。1972年に公表された報告書は、その後の連邦立法の基礎になっている。たとえば、平等信用機会法(Equal Credit Opportunity Act 1974)について横田「アメリカにおける消費者信用の法規制」塩田親文・長尾治助編『消費者金融の比較法的研究』105頁(昭和59年)参照。

(5) N.C.C.F—Report, supra note 1, at 41.

(6) 1977 S 241—47 Fair Debt Collection Practices Act 22 (Testimony of the honorable Frank Annunzio, Chairman of the Consumer Affairs Subcommittee of the House Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, before the Subcommittee on Consumer Affairs of the Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs, regarding Debt Collection Practices).

(7) コロラド, アイダホ, インディアナ, アイオワ, カンサス, メイン, オクラホマ, サウス・キャロライナ, ユタおよびワイオミングの各州。

(8) The National Conference of Commissioners on Uniform State Laws, Uniform Consumer Credit Code. Official 1974 Text.

とらず、この場合でも他の諸事情を考慮して不当性を判断すべきだというフレキシブルな態度をとっている。もちろん、判断基準として挙げられている個々の威迫・困惑行為は、関係当事者に明確な行動基準を与えているし、その1つに違反すれば、不当な回収行為であるとの推定が働くことは当然である。しかし、その1つに違反したからといって、直ちに不当な回収行為であるとして禁止されるという方式は、債権回収の規制として合理的なものであるとは思われない。結論的にいって、筆者は、債権回収を規制するとすれば、U3Cが採るソフト・アプローチがもっとも優れていると考えているが、規制の必要性も含めて、以下でアメリカの例を中心として検討することにした。

2 債権回収の政策と実務

債権回収の法規制を論じる前に、債権回収の政策と実務がどうなっているかを明らかにする。暴力的な債権回収が規制されることに誰しも反対をしないであろうが、貸金業者や債権回収業者が業務として日常的に行っている債権回収について規制が必要であるのか、また必要であるとしてどこまで規制されるべきかを明らかにするうえで、そのような作業が重要であると考えたからである⁽⁹⁾。

1 債権回収の目的

債権回収の最終的な目標は貸金債権の獲得である。弁済期を過ぎても支払わない債務者から貸金を回収すれば、目標は達成されたといえる。しかし、

(9) 以下の説明にあたっては、主に、R.H.Cole, *Consumer and Commercial Credit Management Chapter 14 Consumer Collection Policies and Practices* (6th ed., 1980)を参考にした。しかし、可能なかぎり、わが国の政策と実務に役立つように説明している。

債権回収には他の目的もあり、それらをすべて犠牲にしても貸金だけが回収されればよいというものでもない。貸金債権の回収以外に、顧客関係の維持、債務者の更生、回収の迅速性、回収コストの節約を債権回収の目的として挙げることができる。顧客関係の維持は、貸金業者自身による債権回収の際に特に重要になる。支払を遅滞している債務者が貸金業者との過去の取引で実績のある優秀な顧客である場合には、もっとも重要な目的であるといっても過言ではない。この場合には、回収の迅速性はある程度犠牲にされざるをえず、回収方法もおだやかでゆっくりしたものになる。債務者の更生は、債務者が過剰債務で実質的に破産状態にある場合に、債権回収の重要な目的になるであろう。この場合に、債務者を破滅や自己破産に追い込むことは、貸金業者にとって決して利益になることではない。信用カウンセリングによって債務者を更生させることが有効な債権回収につながる。回収の迅速性は、すみやかな回収行為によって達成される。しかし、回収を迅速にすれば、採用される回収方法は厳しく、費用のかかるものになりやすく、顧客関係を維持しておくことは難しいであろう。したがって、債務者が不良顧客である場合に債権回収の重要な目的になると考えられる。回収コストの節約は、どのような場合でも附随的な目的になると考えられるが、裁判外の私的な債権回収では、主要な目的になっていると考えられる。

2 信用カウンセリング

債権回収の目的の1つである債務者の更生を実現するためには、信用カウンセリングが整備されなければならない。信用カウンセリングには、有償のものと無償のものがあるが、有償のものは多くの州で禁止されている⁽¹⁰⁾。それを行っている debt pooler や debt adjustor が債務者から多額の手数料を取り、債務者を食いものにしているという理由からである⁽¹¹⁾。無償の信用

(10) NC.C.F—Report, supra note 1, at 199. 禁止している州が28州、制限している州が約12州である。

(11) H.Kripke, Consumer Credit 330 (1970).

カウンセリングは、1955年にオハイオ州で初めて実施されたが、今日ではほとんどの州で地方自治体や業界団体によって行われている⁽¹²⁾。そこでは、専門の相談員が家計における金銭管理や信用の有効利用についてアドバイスをしている。とくに、過剰債務者に対しては、相談員は低利な公的、私的な資金を利用しながら、家計と債務者の双方の必要性を調整する支払計画を作成する。ある調査では、相談員の全仕事量の75から95パーセントがこの支払計画の作成と運用に費やされており、より大切な、更生のための教育が充分になされていないと報告されている⁽¹³⁾。もちろん、信用カウンセリングにとって、消費者信用の有効利用を促進し、金銭の誤管理や信用の濫用を防止するために債務者を教育することが重要である。信用カウンセリングは債権回収のためになされるのではなく、あくまで家計の再建による債務者の更生を目的としており、債務者が立派な1市民として再起することを願っている。しかし、信用カウンセリングに必要な資金が不足する傾向にあり、NCCFは貸金業者に対し資金提供を勧告している⁽¹⁴⁾。信用カウンセリングの目的について、多くの州で信用カウンセリングを実施している消費者信用財団(National Foundation for Consumer Credit)は次の7つの目的を掲げている。

- (a) 健全な支払計画を提供することによって自己破産の数を減少させること。
- (b) 貸金差押えの数を最小にすること。
- (c) 債務者の使用者を負担から解放すること。
- (d) 信用上の地位を確保しながら、家計の再建について債務者およびその家族を援助すること。
- (e) 債務者の自信、家族の幸福を回復すること。同時に、地域社会の経済的なつながりを強化すること。

(12) N.C.C.F.—Report, *supra* note 1, at 199.

(13) *Ibid.*

(14) *Ibid.*

(f) 常習的欠勤や事故危険を減少し、労働の効率と自尊心を増大させること。

(g) 信用の賢明な利用について明日の消費者も含めて、消費者を教育すること。

自己破産数の減少が第1の目的に挙げられているように、信用カウンセリングは、自己破産が過剰債務という問題の解決につながらないことを当然の前提としている。1人の債務者の過剰債務は、本人だけの問題にとどまらず、債権者、家族、使用者、同僚、地域社会にとっても大きな問題を生じさせている。信用カウンセリングは、これら多数の利害を調整して、債務者を1人の立派な市民として再起させるのに優れていると考えられる。

3 債権回収の政策

貸金業者や債権回収業者にとって、いかなる政策を債権回収にあたって採用するかは重要な問題である。一般的にいて、債権回収の政策は与信と回収の組合せから次の4つに分けられる。

- (a) ゆるやかな与信ときびしい回収
- (b) きびしい与信とゆるやかな回収
- (c) ゆるやかな与信とゆるやかな回収
- (d) きびしい与信ときびしい回収

現実にあるのは、(a)と(b)の政策であり、その意味で与信と回収は負の相関関係にあるといえる。与信を甘くすると不良顧客の数が増加し、回収をきびしくせざるをえなくなるが、反対に与信をきびしくすると不良顧客の数が減少し、回収はゆるやかなものでよくなるからである。(c)の政策は、慈善事業でもないかぎり、採用できないように思われるが、貸金業者や債権回収業者の中で自分はこの政策を取っていると思っている人がいるかも知れない。(d)の政策は、裁判上の債権回収をきびしい回収に含めて考えると、銀行による債権回収はこの政策を取っているということができよう。しかし、現実には(a)と(b)の政策がありうる政策である。わが国のように貸金業法と通達に

よってきびしい債権回収の規制が導入されると、合法的な債権回収を意図するかぎり、きびしい与信とゆるやかな回収の組合せが妥当な選択であるように思われるが、その選択にあたって考慮されるべきいくつかのファクターが存在する。

第1のファクターは資本である。資本は、もっとも重要なファクターの1つである。貸金業者がゆるやかな回収を採用したいと思っても、自己の資本規模が小さいと、資金の借入れ先の要求を満たすためにきびしい回収を余儀なくされる。その意味で、中・小の貸金業者は、ゆるやかな回収政策を採用することが困難であり、必然的にきびしい回収政策を取るようになる。

第2に、競争が重要なファクターになる。わが国では、都市部で過剰な競争が生じているが、過剰競争下では、貸金業者がいくらきびしい与信政策を取ろうと思っても、自分が与信を拒絶した客が競争相手に容易に与信を受けるとなると、きびしい与信政策を緩和せざるをえなくなる。ある意味では、過剰な競争が過剰債務を発生させる一因となっているといえる。

第3のファクターは、顧客の種類である。優良顧客と不良顧客を簡易に区別することができ、優良顧客にだけ与信をすることができれば、回収政策はもっともゆるやかなものでよくなる。むしろ、回収の問題はほとんど生じてこないであろう。現状では、信用報告も信用スコアリングもこの理想にはほど遠い状況にあり、これは幻想にすぎない。しかし、1つの理想へのアプローチとして、顧客の種類を細分化することが考えられる。顧客をある程度特殊化し、その顧客に対してもっとも有効な回収方法を発見するというアプローチである。次にそれを説明する。

4 債権回収システム

営業政策としては、債権回収のシステムは日常業務の中で回収問題を処理し、細分化についても、顧客がより低利の与信を受けるために自ら他の顧客と区別していくというシステムが望ましい。このシステムによれば、債権回収は迅速かつ規則的にその最終目標を達成する。債権回収の迅速性と規則性

は、営業政策の観点からは債権回収の中心的な目的であるといえる。なぜなら、迅速でない回収は顧客の態度に影響するし、不払期間の長さや貸倒れは明白に関連しているからである。また、回収がゆっくりしていると、顧客が未払にある間は、その顧客が同じ貸金業者から与信を受けにくいという事情があるし、逆に貸金業者も与信をすることが困難である。さらに、不良顧客に対して訴訟提起をためらっていると、顧客の不良化を促進することになるし、その顧客の過剰債務化に拍車をかけることにもなりかねないからである。

さて、顧客の種類であるが、次のように細分化される。

- (a) 催告を待っている者
- (b) 誠実に見落としている者
- (c) 一時的に金銭に困っている者
- (d) 不注意またはぐずぐず引き延ばしている者
- (e) 買い過ぎた者
- (f) 事故や不幸にあった者
- (g) 紛争中の者
- (h) 事実上の支払不能者
- (i) 貸金業者をだました者

(a)から(d)の顧客に対しては、かなりゆるやかな回収で足りる。たとえば、「お知らせ」程度の催告など。債権回収業務としては、一般的日常的な段階である。つぎに、(b)から(g)の顧客に対しては、顧客個人に対してではなく、一般的にアピールする回収が必要になる。「事情を話して下さい」といった調子の催告やフェアプレーの精神に訴えるなど。さらに、顧客からの返事を求める電話や電報、書留や内容証明郵便などの回収方法も考えられる。さらに、(e)から(i)の顧客に対しては、顧客個人に対して特にアピールする回収がはかられる。回収員を使っての電話や面会、顧客本人、使用者または信用情報センターへの手紙などが挙げられる。最後に、同じく(e)から(i)の顧客に対してであるが、より過激な、訴訟を中心とした段階が存在する。ここでは、支払を延期する契約、和議、債権回収業者への債権譲渡、貸金差押え、再占

有、弁護士への依頼、訴訟提起がなされる。(e)から(i)の顧客に対する最終的な回収手段は、結局のところ裁判上の債権回収ということになるであろう。一般的日常的段階、一般的アピール段階、特定人アピール段階を経ても、なお債務を返済しない顧客に対しては、訴訟による解決しか残されていないといえる。もちろん、このことは、債権回収を合法的に実行するという留保つきではある。与信そのものが暴利であるという理由から訴訟という、もっとも強力な回収手段によりえない貸金業者や債権回収業者が違法な、暴力的な回収行為を行ったからこそ債権回収の法規制が始まったのだけれども、今日では、さらに債務者のプライバシー保護の見地から、一見したところ合法的に思える回収行為でも法律による規制をうけるようになってきている。次に、債権回収の法規制を論じる。

3 債権回収の法規制

1 貸金業以前の状態

貸金業法が施行される以前のわが国では、暴力的な債権回収によって被害をうけた債権者は、わずかに刑法と民法上の不法行為による救済をうけるにすぎなかった⁽¹⁵⁾。暴力的債権回収の主役ともいえるべき暴力団に対しては、私法による規制は実効性に乏しく、刑法によって規制すべきだと考えられる

(15) サラリーマン金融は民法上消費貸借契約である（長尾治助・横田貫一『契約法概説』220頁（昭和58年））から、契約法上の救済も考えうる。消費貸借契約の貸主として債権者は給付義務（信用供与）の他にさまざまな附随義務を負っている。なかでも債権者は権利行使にあたって債務者の利益を配慮し、誠実に行動しなければならないという誠実義務、さらに債務者の生命、身体、自由、財産権を保持しなければならないという保護義務が、暴力的な債権回収に関して重要であろう。暴力的な債権回収に対して、債務者は誠実義務違反、保護義務違反を主張して、慰籍料その他の契約法上の救済を求めることが可能である、と考える。なお、民法90条と法定利息の活用について横田「英国における法定利息の再評価」『サラリーマン金融の法的諸問題』立命館大学人文科学研究所紀要30号144頁，157頁（昭和54年）参照。

が、わが国の刑法は暴力団を特別に扱ってはいない。これに対してアメリカでは、日本の暴力団にあたる組織犯罪（マフィア）に対して厳罰主義でのぞみ、消費者信用保護法の第2編として強要的信用取引 (extortionate credit transactions) の規定を設け、それを連邦刑法典に挿入している⁽¹⁶⁾。この法律によれば、強要的手段⁽¹⁷⁾によって債権を取立てる者は1万ドル以下の罰金、20年以下の懲役またはその両方を負う⁽¹⁸⁾。わが国でも、暴力団に対しては同様な規制が必要であると考えられる。

他方で、民法上の不法行為による救済が下級審の判例によって進められている。

(a)大阪地判昭和55年2月18日判タ415号152頁

会社員である原告の妻が原告に無断で原告を主債務者として被告から3万円を借り受け、一部を返済したが残りを返せなくなり家出したのに対して、被告が借用証書上の主債務者である原告から貸金を回収しようと考え、さまざまな暴力団回収行為を行なったので、原告は被告に対し不法行為にもとづき慰籍料を請求した。裁判官は以下の事実を認定した。

- 1 被告会社の従業員は、昭和52年10月ころ、原告居宅（アパート）の玄関扉表側に、「公示 貸金4万3千円至急返済せよ西田様へ(株)ロイヤル・ジャパン 245・5415」とマジックインクで大書した横26センチメートル、縦約37センチメートルの紙（甲第5号証）を貼りつけた。被告会社の従業員はその後も同様の紙を原告玄関扉に貼りつけたことがあった。右4万3,000円の額は、被告会社が法律上西田悦子に請求できる額の2倍以上の額であり、約定が利息制限法にかかわらず有効と仮定

(16) Consumer Credit Protection Act 1968 Title II (Extortionate Credit Transactions) §201, 18 U. S. C. A. §891 et seqq. 詳しくは、横田「アメリカにおける消費者信用の法規制」塩田親文・長尾治助編『消費者金融の比較法的研究』100頁以下（昭和59年）。

(17) Ibid., §891(7). 強要的手段とは、身体、名誉または財産を侵害する暴力その他の犯罪的手段の利用、または明示的もしくは黙示的な脅迫を含むあらゆる手段をいう。

(18) Ibid., §894.

して算出した額も大幅に超えている。

- 2 被告三浦は、昭和52年12月2日午後10時ころ、片山崇二（被告会社の従業員）と共に貸金を原告から回収するために原告方を訪れ、原告方玄関において、原告に対し、大声で「嫁さんの借りた金を返せ」などと申向け、更に、原告の制止があったにも拘らず、土足のまま原告居宅内に入り、また、原告の指示により警察に電話をするため玄関から出ようとする原告次男の西田博志（14年）の腕を掴んで引戻した。間もなく警察官がパトロールカーで原告方に到着したので、被告三浦らは警察官の説得により退去した。
- 3 被告三浦及び同鎌田は、同年12月3日午前11時ころ、原告方を訪れ、共謀のうえ、原告に対し、「金を返して貰う相談に来た、弁護士みたいな者は関係がない、テレビでも貰って帰る」などと申向けて、原告居宅に上がりかけたところ、原告がこれを制止したので、原告を手で突いて押し倒した。同被告らは、原告の給料日に勤務会社へ取立てに行くと言って帰った。
- 4 被告鎌田及び片山栄三は、昭和52年12月24日午前11時ころ、原告方に債権取立てに行く途中、原告方前路上において長女西田千里（9年）を連れて通行中の原告に出会ったので、共謀のうえ、原告に対し、貸金の支払いを要求したうえで、前日原告が警察官を呼んだことに因縁をつけ、「パトカーみたいな呼びやがって、この前なんじゃい、パトカー来ても何もなかったろうが」、「パトカーなんか呼んでなんだ、俺らは警察を背中に商売をやってるんや、お前らみたいなどないなんとできるんやぞ」と申向け、貸金の支払いをしなければ危害を加えかねない旨を暗示した。
- 5 被告三浦、及び同鎌田は、昭和53年1月25日午後5時すぎころ、同日が原告の勤務するリボン食品株式会社の給料日であったので原告より貸金を取立てようと考え、大阪市淀川区三津屋南3丁目15番28号右会社門前において、共謀のうえ、他の多くの社員と共に右同社より出て来た原告に対し、大声で、「どないなっているんや、金返さんかい」と怒鳴っ

て、貸金の支払いを要求し、多くの同僚社員の前で原告を困惑させた。

6 被告三浦、及び同鎌田は、昭和53年2月24日午後5時ころ、同日がりボン食品株式会社の給料日であったので同人より貸金を取立てようと考え、乗用車で右会社前路上に行き原告を待っていたところ、原告が就労を中断して右会社から出て同被告らに対し、「弁護士と話をしてくれ」と述べたので、被告鎌田は原告に対し、「弁護士みたいな者は関係ない、お前に話をつけるから服を着替えて来い、いつまで待っても話をつける、警察を肩に背負っている身やからこわいことはない」と申向けた。原告は就労を続け、同日午後5時40分ころ仕事を終り右会社の正門を出たところで、被告鎌田及び被告三浦は共謀のうえ、原告を自動車に乗せて連れ出して貸金を取立てようと考え、原告に対し「女房の借金を支払うのは当たり前や、車に乗れ」と怒鳴った。原告の胸と腕を掴んで右自動車の方向に数メートル引きずり、更に柵に掴まって連行されまいとして抵抗する原告を柵から引離そうとしてその胸、腕などを引っばる等の暴行を加え、そのため原告に治療約5日間を要する右手甲背部擦過傷を負わせた。間もなく右会社従業員の通報により警察官がパトロールカーで到着し、右被告らは逮捕された。右被告らは昭和53年2月27日右行為につき暴力行為につき暴力行為等処罰に関する法律1条により各罰金2万円に処する略式命令を受け、この命令は異議なく確定した。

これら認定事実のうち、2の行為は住居侵入、3の行為は暴行、6の行為は傷害として刑事処罰の対象となる行為であるから、民事上違法な行為であることは明らかであるとされた。4の行為については、未だ債務の存在が確定されていない時点で、危害を加えかねないことを暗示する言葉を用いて支払を要求する行為は、適法な交渉行為の範囲を超えたもので、民事上違法であるとされ、5の行為も、わが国社会においては、勤務先における同僚や使用者らとの交際、信用は、社会生活上重要な意味を持っているのであるから、これら多くの同僚の居る勤務先門前で、その者に対して、大声で怒鳴り、弁済を要求することは、他の同僚に対し原告が紛争に巻き込まれているという

通常人なら秘密にしておきたいことを明らかにするのみならず、原告が本来支払うべき債務を支払わない不信義な人間と誤認させかねない行為であって、前記認定のその前後の事情をも考慮すると、民事上違法であるとされた。裁判官は上記違法判断にもとづき慰籍料として136万円、弁護士費用として15万円の損害賠償を認めた。

(b) 東京地判昭和55年4月1日判時966号65頁

原告は被告から相当多額の金銭を借り受けていたが、被告が債権回収のために深夜早朝にわたって何回も電報を打電したことによって精神的苦痛をうけたと主張し慰籍料を請求した。裁判官は13回にわたる打電の事実を認定した。

被告は、原告トヨが被告に対し昭和50年3月10日債務不存在確認を求め本訴昭和50年（ワ）第1930号事件を提起し、事件を弁護士村松弥四郎に委任したことを通知しているにもかかわらず、次のように、夜中から朝にかけて、原告トヨとその夫である原告忠男兩名宛に電報を打ち、原告らの安眠を妨害した。

(打電年月日時、名宛人、電文)

- (1) 昭和50年3月18日午前0時24分、原告トヨ宛「スグカエセ カワサキ」
- (2) 同月19日午前0時31分、原告トヨ宛、「ノコリタノム カワサキ」
- (3) 同月24日午前5時41分、原告トヨ宛、「タバタタキブンノコリヨロシク」
- (4) 同月25日午前1時00分、原告トヨ宛、「オヤジニソウダンセヨ カワサキ」
- (5) 同月28日午前7時4分、原告忠男宛、「125マンサギジケンニツイテトヨニキケ カワサキ」
- (6) 同月31日午前6時52分、原告忠男宛、前記(5)と同文
- (7) 同年4月1日3時24分、原告トヨ宛、「125マンサギノケンオヤジニハナシトケチカクマイル」

(8) 同月3日午前1時00分, 原告忠男宛, 原告忠男宛, 「ノコリ29ト125アルトヨニキケ カワサキ」

(9) 同月6日午前9時14分, 原告トヨ宛, 「ジジツヲスベテオヤジニハナシソウダンセヨ カワサキ」

(10) 同月9日午前2時14分, 原告トヨ宛, 「スグヘンサイセヨ カワサキ」

(11) 同月16日午前0時54分, 原告トヨ宛, 「6ト23カイケツセヨ カワサキ」

(12) 同月19日午前9時15分, 原告トヨ宛, 「サギモンダイカイケツセヨ カワサキ」

(13) 同月22日午前7時6分, 原告トヨ宛, 「29ト125ノケンスグカイケツセヨサギトヨ」

この事実認定にもとづいて, 裁判官は, 債権者がいかに正当な貸金債権の回収をはかる目的に出たものとはいえ, 特別の事由もないのに, 一般市民の就寝時間である午前0時頃から午前6時頃までの時間帯をことさらに選んで, 約1ヵ月の間3日にあけず, 債務者とその配偶者に対し支払請求の打電をすることは, 債務者とその家族に保護されるべき生活の静穏等の利益を不当に侵害するものであり, 債権行使の方法として許されるべき範囲を逸脱し, 違法であると判断し, 原告の詐欺による借入れ等につき過失相殺を行って, 4万円の慰籍料を認めた。

(c) 大阪地判昭和56年3月30日判時1029号104頁

原告は被告から5万円を借り入れたが, 他に20数軒のサラ金業者から総額120万円余りの借金をして支払不能になったので, 被告に対し, 利息制限法超過分の貸金について債務不存在の確認と葉書などによる不当な回収行為に対し不法行為による慰籍料を請求した。裁判官は以下の事実を認定し, それらは社会通念上許容される範囲を逸脱し, 不法行為を構成すると判断した。

本件契約を取扱った被告桜橋支店の店長などは, 原告の両親宅へ度々電話をかけて, 原告の所在を尋ねるとともに本件契約に基づく債務の支

払をするようにとの伝言を依頼したが、その対応の大体をしてきた原告の母親に対し、「金を返せ。泥棒。盗人。」とか、「子供が払えないなら親が返せ。」などとの脅迫的言辞をはいたり、また、原告の社宅や原告の両親方へ、赤マジックで催告文言が大書された督促状（葉書）をしばしば郵送したため、原告がサラ金業者から取立てを受けていることを勤務先の会社の社長などに知られ、原告は社長よりその事情を聞かれ、叱責されたわけではないが、信用を傷つけられた思いで肩身が狭く、かつ身内の者を巻添えにした被告の取立て行為のため精神的にはなはだしく悩まされた。

そこで、原告は昭和53年11月ころ、その救済を、当時サラ金被害の救済運動の中心的活動をしていた弁護士木村達也に委任した。同弁護士は、本件契約に基づく債務に関する従前の弁済金につき、利息制限法所定の制限を超過する分を元本の弁済に充当して計算し直した結果、同年同月末日時点で元本と遅延損害金の合計残が金1万6,369円と算出されたので、同年同月29日株式会社第一勧業銀行大阪支店より株式会社三和銀行堂島支店の被告名義の普通預金口座に右金員を振込んで送金すると同時に、同日付の配達証明郵便をもって、被告桜橋支店あてに、法律的に正しい計算関係とその説明、および右銀行振込送金により本件契約に基づく債務一切が弁済済みであること（この点は前記認定のとおり金額の債務がなお残っていたものである。）そのことに関して質問なり、また連絡すべき事項があれば、すべて同弁護士あてにして、直接原告本人にしないよう要請し、右郵便は翌30日被告桜橋支店に配達されたが、同支店勤務の従業員高己鶴がその受領を拒否したため、右郵便は同弁護士に返送された。

当時、原告やその両親からも、同弁護士に委任してあるので同弁護士と交渉してほしい旨を被告に告げていたのにもかかわらずそれを被告は無視した。

被告は、その後も相変わらず、原告の社宅や雇傭促進住宅やその父親方

にあてて督促状（葉書）を発送して、原告に対し、利息制限法所定の制限を超過する分を元本の弁済に充当しないで計算した元本残金など（たとえば昭和54年4月4日付督促状では金8万5,351円）を支払うよう催促したが、それには督促文言が赤マジックで大書され（これは被告の通常の執務状態からしても異常なものであった。）、あるときは同時に原告方あてに2通と原告の父親方あてに2通を発送したり、またあるときは、借主が返済を怠ると親族に対して迷惑をかけることがある。債務不履行に逃走罪と刑事罪が適用される場合があるなどと印刷された督促状に、「にげられないよ！早く入金したまえ、¥83,767」と赤マジックで大書した激しいものもあった。

なお、その間に、被告従業員は度々原告の両親宅へ、原告に支払うように伝言してほしい旨の電話をした。

そのため、原告は、年老いた両親、特に病身の母親が被告の執ような取立て行為に困ぱいしていることが気掛りとなり、ついに弁護士木村達也に委任して、昭和54年4月3日受理の訴状をもって、被告を相手方として本件訴訟を提起しなければならなくなった。

慰籍料額については、サラ金業者が債務者に直接面接して督促する態様のものに比べて、本件場合は主として葉書によるものであったから、原告の精神的苦痛はその分軽く、かつ原告の無計画で安易な生活態度にも責任の一端があり、慰籍料は20万円が相当であるとされた。

(b) 大阪地判昭和57年4月19日判時1052号97頁

本件は、いわゆるグループ貸のケースであるが、裁判官は公序良俗違反を理由として連帯保証契約部分を無効であると判断し、さらに債権の取立てにあたってなされた暴行について以下の事実を認定し、15万円の慰籍料請求を認めた。

昭和53年10月4日、本件借主グループが本件一括弁済特約にもかかわらず、指定時刻の午後3時まで被告の事務所に10人分の分割元利合計金5万2,000円を持参しなかったところ、被告は、早速、借受人の1人

に連絡したが、状況が判然としなかったため、立腹して、急拠、従業員1人を同行して車で集金のため借受人ら方へ向った。原告甲野、訴外成田松子の留守宅に続き、被告は同日午後5時40分ころ、原告乙山の肩書住所地に赴き、入口付近で原告らほか2名が集っているのに会い、いきなり声高に「今日の金はどうなっとるんや」等と申し向けたが、これに対し原告乙山が「お金は奥にあるから大きな声を出さんといてな」と答えたので、被告は原告らとともに原告乙山宅六畳間に至り、原告乙山より当日分の前記元利を受取ったところ、その際、被告は、受領金のうち余分の1万円札を投げ捨て、これを拾って立ち上ろうとする原告乙山に対し、いきなりその左頬を平手で一回殴打する暴行を、更に、同所に居残っていた原告甲野に対し、「なめとんのか」と言い、頭部を平手で一回殴打したうえ、その左大腿部付近を数回足蹴にし、その頭髪をつかんで引っ張るなどの暴行を加えた。

被告は昭和55年5月28日原告らに対する前項暴行及び右同時になされた訴外丁原に対する暴行により、罰金8万円の刑に処せられた。

(e) 福岡地小倉支判昭和57年7月16日判時1057号117頁，判タ475号72頁

タクシーの運転手である原告は、訴外Aがサラ金業者である被告から10万円余りを借り受けるに際して連帯保証したが、被告の請求に応じて債務を弁済したところ、利息制限法によればすでに過払となっていたので、過払額を不当利得にもとづき返還請求し、合せて被告の暴力的な取立て行為に対して、慰籍料を請求した。裁判官は、以下の事実を認定し、慰籍料として30万円を相当と認めた。

被告会社の従業員である被告杉田某は昭和56年1月31日午前10時30分頃、原告宅に押しかけ、応対に出た原告に対し、その再三、再四の拒否にも拘わらず、「やかましい、すぐ出てこい」「きさま、こら出てこんのか」などと罵声をはりあげ、さらに、原告に対し、突然とびかかり原告の着用していた作業着の両襟を両手でつかみ、原告の首をしめあげたまま抵抗する原告の体を約1メートル引きずる等の暴行を加え、原告を畏

怖困惑せしめたものである。

さらに、同日午前11時頃、被告会社黒崎店の店長藤本某は、前記脅迫、暴行等によって畏怖困惑した原告を被告会社黒崎店の事務所3階に連れ込み、杉田他2名の被告従業員と共に原告に対し、こもごも「どうするんね。今日のうちにかたをつけてもらわんとね」「あんた払いきらんなら生命保険からとつてもええばい」「妹があるやろ。妹に電話して今日の午後8時まで絶対に連れてこい」「逃げたいなら逃げてみろ。どこまでもおいかけるな」などと、怒号しながら原告の周囲を取り囲み、もって、その頃から、同日午前11時50分頃の間、原告を同室から退去することができないようにして、不法に同人を監禁したものである。

原告は、前記4、5項の事実発生後、同日、八幡警察署へ連絡し、警察官に被害申告をした。

しかるに、昭和56年2月4日午前11時頃被告会社黒崎店の従業員2名は、原告宅に押しかけ、原告に対し、「よう、警察へ電話したもんや」「あんたが警察へ連絡するんなら、こっちも徹底的に闘うぞ」とか「目には目、歯には歯よ」等と申し向け、前記貸金の支払いをしなければ危害を加えかねない旨を暗示して原告を脅迫した。

(f) 新潟地判昭和57年7月29日判時1057号117頁

サラ金業者である被告は、原告の長女に対して貸金債権を有していたので、被告の従業員によって債権回収のために、「甲野殿、借りた金は返済して下さい。大変困っています、メモリークレジット」と大書した縦26センチメートル、横17センチメートルの赤粋紙片の裏面全面に糊様の接着剤をつけて、これを原告方の玄関ドア正面に貼りつけ、原告が帰宅するまで数時間公衆の目に晒した。原告はこの貼紙によって精神的苦痛をうけたと主張し、慰籍料を請求した。裁判官は原告主張の事実を認め、原告方玄関先の道路は、市営住宅に居住する多数の者が通行するところであるから、右貼紙をすることは、原告とその家族の正当に保護されるべき平穏な生活を不法に侵害するものであり、債権回収の方法として許されるべき範囲を逸脱した違法な行為である

と判示し、慰籍料として10万円、弁護士費用として3万円を認めた。

是非はともかく、(a)から(f)のケースで示されているように、債権者による暴力的な債権回収行為によって、債務者に精神的苦痛が生じている場合、不法行為を根拠とする慰籍料の請求を肯定するという傾向が下級審で定着しているように見うけられる。(c)のケースで裁判官は、債権取立て行為が社会通念上許容される範囲を逸脱するときは不法行為を構成し、それによって相手方が被った損害を賠償すべき義務が発生する場合のあることは多言を要しない、とまでいっている。しかし、不法行為の成立には、客観的要件としての権利侵害（違法性）が必要であるから、(b)、(f)のケースのように、暴力的債権回収による不法行為を、債務者とその家族の正当に保護されるべき静穏等の利益侵害として位置づけておく方が適切であると考えられる。とはいえ、この不法行為類型は人格権侵害や営業権侵害と同様に、開かれた構成要件⁽¹⁹⁾であるから、権利侵害（違法性）の判断には、個別事件の個別事情が大きく関わってくる。暴行 ((a), (d), (e)), 傷害 ((a)), 脅迫 ((a), (e)), 住居侵入 ((d)), 不法監禁 ((e)), などの行為は刑法に違反する行為であって、民事上も違法であることは当然であるけれども、勤務先での取立て ((a)), 深夜早朝にわたる何回もの電報 ((b)), 赤マジックで催告文言が大書された葉書、弁護士委任の無視 ((c)), 玄関ドアへの貼紙 ((f)) などの行為はその事実だけで直ちに違法であるとはいえないのである。(a), (b), (f)のケースで裁判官は慎重に個別事情を考慮に入れている。

わが国の不法行為法は一般条項主義であって柔軟であるから、新たな不法行為類型を比較的容易に認める傾向があるけれども、アメリカでは事情が異なる。暴力的な債権回収に対して名誉毀損やプライバシーの侵害といった不法行為類型も利用されるが、債権者の免責の可能性が大きい⁽²⁰⁾。たとえば、信用情報センターによる与信情報の交換は公共の利益を促進しており、それ

(19) 乾・横田「ドイッチュ・責任法総論」立命館法学167頁112頁（昭和58年）

(20) Geltzer & Woocher, Debt Collection Regulation: Its Development and Direction for the 1980s, 37 Business Lawyer 1401, 1412 (1982).

が名誉毀損やプライバシーの侵害になると判断されることはほとんどありえない。債務者が主に利用するのは、債権者が故意に精神的苦痛を惹起したという訴訟原因である。これは、第2次不法行為法リステイトメントの第46条に規定されている⁽²¹⁾。第46条は、重大な精神的苦痛を惹起する法外な行為 (Outrageous Conduct Causing Severe Emotional Distress) と題されているが、極端かつ法外な行為によって他人に重大な精神的苦痛を故意または未必の故意により惹起した者はその精神的苦痛に対し責任を負う (One who by extreme and outrageous conduct intentionally or recklessly causes severe emotional distress to another is subject to liability for such emotional distress.) と規定されている。この訴訟原因は、身体傷害の立証を要せず、精神的苦痛それ自体として損害賠償が認められることに利点があるが、裁判官が原告に対して、通常人が耐えられないほど極端で法外な行為であるとの立証を要求することから、勝訴が難しいといわれている⁽²²⁾。Bast v. Ford Motor Credit Corp⁽²³⁾ がその一例である。フォード自動車信用会社は、債務者の所在を確認するために債務者の両親に何度も電話をかけた。そのさい、会社は両親を踏倒し屋 (dead beats), うそつき (liars), 詐欺師 (cheats) と呼び、息子の債務を肩代りさせようとした。さらに、母親が化学療法のために入院している病院にも電話がかかり、その電話のあと、母親は鎮静作用を必要とした。数ヶ月後に母親は死亡した。本件でさえ、裁判官は、会社の行為は十分に法外であるとはいえないと判断し、損害賠償請求を棄却しているのである。

2 法規制の必要性

暴力的な債権回収が許されないことは当然であるが、債権者や債権回収業者が日常業務として行っている債権回収について規制が必要であるのか、ま

(21) American Law Institute, Restatement of the Law Torts 2d §46(1).

(22) Geltzer & Woocher, supra note 20, at 1412.

(23) 631 F. 2d 508 (7th Cir. 1980).

た必要であるとしてどこまで規制されるべきかは難しい問題である。顧客の種類と回収政策をクロスすると、次のことがいえる。顧客が優良になればなるほど、回収はよりゆるやかになるが、顧客が不良になればなるほど、回収はよりきびしくなる。したがって、債権者や債権回収業者は、債権者が不良顧客、とくに「踏倒し屋 (dead beats)」であるという理由でよりきびしい債権回収を正当化する傾向にある。そこで、実際に支払を遅滞させている債権者の多くが踏倒し屋であるのかどうかという実態認識が重要になってくる。これについて、ニューヨークの市立大学のキャプロヴィッツ教授は上院委員会で興味深い証言をしている⁽²⁴⁾。

キャプロヴィッツの実態調査によると、支払遅滞債務者を踏倒し屋と見る債権者や債権回収業者のイメージは、あまりにも現実とかけはなれている。消費者信用制度は、債務者の支払意思と支払能力という2つの要素から成り立っている。債権者や債権回収業者のイメージは、支払遅滞を支払意思の面から見た結果であり、偏っている。2つの要素のどちらが欠けても、信用取引は破綻し、債務者は遅滞におちいる。消費者信用制度は、かくして債務者の善意だけでなく、債務者の収入が継続的であって、安定していることが必要なのである。最近の経済状況はこの2番目の前提がいかにたよりないものであるかを明らかにしている。失業、レイオフや病気が支払遅滞の主要な理由となっているのである。キャプロヴィッツの調査によれば、これらによる収入の喪失が43パーセントの債務者（聞き取り調査対象1,331人のうち）によって支払遅滞の1次的理由に挙げられており、約半数の48パーセントの債務者が支払遅滞理由の1つに挙げている。収入を喪失する理由は、半数以上が失業であり、約3分の1が病気である。

第2の支払遅滞理由は過剰貸付である。これは、支払遅滞債務者の13パー

(24) 1977 S241-47 Fair Debt Collection Practices Act 237 (Testimony of David Caplovitz, Professor of Sociology Graduate School and University Center City University of New York Before the Consumer Affairs Subcommittee on Banking, Housing and Urban Affairs). 以下の説明はその要旨である。

セントが1次的理由に、25パーセントが理由の1つに挙げている。もちろん、過剰貸付には債務者にも責任の一端があるのだが、債権者が与信時に債務者の信用をチェックしておれば、過剰貸付は防止されるはずである。実際に、ニューヨークのある商人は、多数の訪問販売員を使って、90ドルの時計を週あたり数ドルの賦払金で販売していた。そして、1年間に8,000から10,000人の顧客に対し訴訟を提起し、その賃金を差押えていたのである。

収入の喪失も過剰貸付も支払能力の面から見た支払遅滞理由である。これに対して、債権者や債権回収業者は支払意思の面から債務者が踏倒し屋であることを支払遅滞理由に挙げるのだが、キャプロヴィッツの調査によれば、踏倒し屋はきわめて少なく、4パーセント以下であるという。支払意思の面でのより多い支払遅滞理由は、債務者が自分は消費者詐欺の被害者であると信じていることなのである。不幸にして、そのような債務者の多くは訴訟で敗けているが、利率を誤解させられたり、欠陥商品を買わされた債務者にとって、もっとも簡易な対抗手段は自己の債務の支払を中止することであろう。消費者詐欺は15パーセントが1次的理由として、20パーセントが理由の1つとして挙げている支払遅滞理由である。

このようにキャプロヴィッツは、収入の喪失、過剰貸付そして消費者詐欺が主要な支払遅滞理由であって、踏倒し屋だからきびしい債権回収が許されるという考え方は事実と反すると指摘している。

キャプロヴィッツの証言は、NCCFやFTCの調査によっても裏づけられる。NCCFは、表1に示すように、失業、過剰貸付、債務者の病気が主要な支払遅滞理由であるという調査を公表している⁽²⁵⁾。FTCも同様に、支払遅滞の大多数は消費者がコントロールできない理由によって発生していると結論づけている⁽²⁶⁾。これらのデータから、支払を遅滞している債務者の多

(25) N.C.C.F. — Report, *supra* note 1, at 43.

(26) Geltzer & Woocher, *supra* note 20, at 1403 (note 11): FTC Credit Practices Staff Report and Recommendation on Proposed Trade Regulation Rule, 16 C.F.R. §444 at 70 (1980).

表1 債権者が挙げる主要な支払遅滞理由

理 由	債権者	銀 行	金 融 会 社	小 売 業 者
失 業		1	1	1
過 剩 貸 付		2	2	3
債 務 者 の 病 気		3	3	2
別 居		4	4	4
家 族 の 病 気		5	6	6
離 婚		6	5	5
踏 倒 し 屋		7	8	7
引 越 し		8	7	8

くは、債権者や債権回収業者が考えているような踏倒し屋ではなく、法的な保護に値する債務者であることが明らかとなった。このように債務者を、債権者や債権回収業者がきびしい債権回収によって踏押し屋と同列に扱うことは許されないというべきである。信用報告や信用スコアリングに問題があり、債権者や債権回収業者が顧客の種類に関係なく、無差別にきびしい回収行為を採っているとすれば、債務者保護のために、暴力的債権回収だけでなく日常業務としての債権回収についても、ある程度の法規制が合理的な範囲で必要であるといえるだろう。その意味で、NCCFが、裁判外の私的な債権回収を規制することは信用の利用可能性を減少させ、利率を高くするという仮説を認識しながら、政策的に債権回収の法規制が必要であると結論づけた⁽²⁷⁾ことは是認しうるものである。

(27) N.C.C.F.— Report, supra note 1, at 24.